様式第16号（第12条関係）

三豊市
政策部四国都市推進課
30. 5. -1
第 32 号
受付

平成30年4月27日

三豊市長　様

申請者
団体の所在地　三豊市財田町財田上2171番地1
団体の名称　特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
代表者氏名　理事長　鈴木　朝則　印
電話番号　0875-67-3790

地域内分権推進交付金実績報告書

平成29年5月15日付け三政田第119号－2により交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1　実績報告額　9,641,004円

2　添付書類
(1)　事業報告書
(2)　決算監査報告書
(3)　貸借対照表
(4)　財産目録
(5)　収支決算書
(6)　全役員名簿
(7)　事業年度末の定款又は規約
(8)　その他市長が必要と認める書類

以上

平成29年度活動報告書

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

団体又は法人の名称
特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

1　事業の成果

(1)　移譲業務においては、三豊市自治会連合会財田支部の事務、三豊市地区衛生組織連合会財田支部の事務、防犯灯管理、交通安全、野犬捕獲箱の設置取次ぎなどの業務を行い、自治会関係者との意思疎通を図ることができた。

(2)　自主事業においては、全部で17事業あるうち、13の継続事業はしだいに地域に浸透し、地域に根付いた活動になった。
4の新規事業も地域住民の自主的参加により、活発な活動が行うことができた。
また、事業を進めていく中で、住民との交流で互いのつながりが深められた。
そのほか8月に、第35回地域づくり団体全国研修交流会香川大会が開催され、三豊市7つのまちづくり推進隊が、全国から訪れた地域づくり活動参加者と共に市内各所で交流を図った。

2　組織体制

会員総数　69人（うち役員13人　役員以外56人）平成30年4月27日現在

3　個別事業報告書

移譲業務1

事業名	三豊市自治会連合会財田支部事務局		
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会4/12、役員会4/12・8/29、研修会11/29（バイオマス資源化センターみとよ、倉敷市防災センター視察）、街頭交通監視活動2回など。		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内　財田町公民館　研修地		
参加者・受益者	財田町民		延べ人数 125人
役務提供者	各自治会長　まちづくり推進隊財田事務局		実人数　36人 延べ人数　72人
決算額	収入額　170,000円	支出額　170,000円	
	内訳 受取交付金　170,000円	内訳　支払助成金 170,000円	

移譲業務２

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会 4/14、役員会 4/14・6/28、研修会 11/15（バイオマス資源化センターみとよ、岡山市西部リサイクルプラザ視察）、道路清掃 7/9、河川清掃 2/4・2/11、ゴミ収集カレンダー作成など		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内　財田町公民館　研修地		
参加者・受益者	財田町民		延べ人数 140 人
役務提供者	各地衛生委員　まちづくり推進隊財田事務局		実人数　36 人 延べ人数　72 人
決算額	収入額	支出額	
	別会計として実施		

移譲業務３

事業名	防犯灯管理		
事業内容	町内の防犯灯の維持管理、修繕手配を 31 件行った。 本年度は、ＬＥＤ機器への交換作業を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内　まちづくり推進隊事務局		
参加者・受益者	財田町民		延べ人数　-　人
役務提供者	まちづくり推進隊財田事務局 (有)西山電気工業所		実人数　2 人 延べ人数　24 人
決算額	収入額　182,509 円	支出額　182,509 円	
	内訳 受取交付金 182,509 円	内訳　修繕費　182,509 円	

移譲業務４

事業名	交通安全		
事業内容	財田町民の交通安全意識向上のため、交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。		
実施日時	4/10・7/5（雨天により中止）・9/29		
実施場所	財田支所前交差点		
参加者・受益者	財田町民	延べ人数　一人	
役務提供者	三豊市安全運転管理者協議会役員 三豊市交通安全協会 三豊市交通安全指導員　高齢者交通指導員 三豊市交通安全母の会　三豊警察署 自治会長　まちづくり推進隊財田事務局	実人数　17人 延べ人数　50人	
決算額	収入額　8,000円	支出額　8,000円	
	内訳　受取交付金　8,000円	内訳　食糧費　8,000円	

自主事業１

事業名	財田少年少女ものづくり教室		
事業内容	財田小学校の４年~6年生を対象に 8/3「LEDライトの制作」 8/4「クリップモータの制作」 8/5「LEDを用いたクリスマスツリーの制作」を３日間かけて行った。 募集チラシは香川大学インターン生の３名が作成。 当日は参加者の保護者、兄弟なども参加しBBSの方の手伝いもあり充実した指導体制で行った。 ※BBS(ビッグブラザーズ＆シスターズの略、青年による少年少女たちの自立支援や非行防止の運動)		
実施日時	平成29年８月３・４・５日		
実施場所	財田町公民館　中会議室		
参加者・受益者	財田町民　他	延べ人数　85人	
役務提供者	ＢＢＳ　まちづくり推進隊財田会員 他賛同者	実人数　10人 延べ人数　35人	
決算額	収入額　162,890円	支出額　162,890円	
	内訳　受取交付金 152,490円 受取負担金　10,400円	内訳　消耗品費　15,280円 消耗備品費　147,610円	

自主事業２

事業名	新猪ノ鼻トンネルで化石を探そう！Ⅱ		
事業内容	平成28年に続き、国土交通省・佐藤工業（株）と「新猪ノ鼻トンネルで化石を探そう！Ⅱ」の化石発掘体験のイベントを行った。 採取した岩石や化石のクリーニング方法につき、専門家の指導を受け行った。また岩石類を財田町公民館ロビーへ展示した。		
実施日時	平成29年4/2･5/14･6/4･7/2･8/6･9/3･10/8･11/5 平成30年12/3･3/4		
実施場所	猪ノ鼻トンネル工事現場付近　旧財田中小学校化石同好会室 その他町内外		
参加者・受益者	財田町民　他一般参加者		延べ人数　330人
役務提供者	佐藤工業(株)　国土交通省 財田町自然観察同好会会員 まちづくり推進隊財田会員・事務局 他賛同者		実人数　16人 延べ人数　192人
決算額	収入額　306,940円	支出額	306,940円
	内訳　受取交付金　215,140円 受取負担金　91,800円	内訳　諸謝金	149,773円
		旅費交通費	4,880円
		消耗品費	48,379円
		車両燃料費	1,246円
		食糧費	60,200円
		通信運搬費	1,462円
		業務委託費	23,000円
		賃借料	18,000円

自主事業３

事業名	財田「さくらの郷」計画（まもろう環境部会）		
事業内容	塔重山公園、戸川ダム公園を中心に財田を「さくらの郷」として市民が集い憩いの場となるように、草刈り・害虫防除などの管理を行った。		
実施日時	草刈りボランティア　7/2・2/18 病害虫防除 8/21、テングス病枯れ枝処分 3/12		
実施場所	塔重山公園　戸川ダム公園		
参加者・受益者	各自治会長　まちづくり推進隊財田会員他		延べ人数　80 人
役務提供者	各自治会長 まちづくり推進隊財田　まもろう環境部会		実人数　40 人 延べ人数　80 人
決算額	収入額　335,996 円	支出額	335,996 円
	内訳 受取交付金 335,996 円	内訳　会議費	4,816 円
		消耗品費	111,000 円
		燃料費	5,152 円
		通信運搬費	7,954 円
		業務委託費	207,074 円

自主事業４

事業名	暮らしの便利帳（財田町編）		
事業内容	財田町への移住者、移住希望者が増えつつある中で暮らしに役立つ情報をまとめ冊子を作成した。合わせてＨＰも作成しインターネットでの配信を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内		
参加者・受益者	各自治会長　まちづくり推進隊財田会員 まちづくり推進隊財田事務局　他賛同者		延べ人数　105 人
役務提供者	各自治会長　まちづくり推進隊財田会員 まちづくり推進隊財田事務局　他賛同者		実人数　4 人 延べ人数　24 人
決算額	収入額　304,018 円	支出額	304,018 円
	内訳 受取交付金 304,018 円	内訳　印刷製本費	300,000 円
		通信運搬費	4,018 円

自主事業５

事業名	広報部会		
事業内容	広報誌「まちづくり財田」５号を平成29年７月に、６号を平成30年１月に発行した。町内外の行事、イベント等をまちづくり推進隊財田のFACEBOOKを活用して情報発信を行った。 毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成し広報と一緒に各戸配布を行った。 広報活動の一環として、「財田のむかしばなしⅠ」の簡易版を増刷し販売を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊財田事務局　財田町全域		
参加者・受益者	財田町民		延べ人数　10人
役務提供者	広報部会　まちづくり推進隊財田事務局		実人数　4人 延べ人数　36人
決算額	収入額　170,196円	支出額　170,196円	
	内訳　受取交付金 148,196円 受取負担金　22,000円	内訳　消耗品費　14,568円 印刷製本費　139,356円 消耗品（48冊）16,272円	

自主事業６

事業名	財田診療所第二医師住宅管理事業		
事業内容	「財田の農業を考える会」において、財田町への移住予定者に対し、案内等の働きかけを行った。６月に医師住宅の清掃を会員で行った。平成29年度入居申込者はなかった。		
実施日時	通年		
実施場所	財田診療所第２医師住宅		
参加者・受益者	住宅利用者		延べ人数　－人
役務提供者	財田の農業を考える会会員 まちづくり推進隊財田事務局		実人数　3人 延べ人数　36人
決算額	収入額　189,157円	支出額　189,155円	
	内訳　受取交付金　35,847円 受取利息　2円 翌年度繰越 153,308円	内訳　水道光熱費　35,424円 通信運搬費　423円 前年度繰越　153,308円	

自主事業７

事業名	財田有機栽培農業研究所		
事業内容	有機農産物の栽培に取り組み、財田の農業の方向性を考えるため光合成細菌培養液を農作物に使用しその効果を試したり、柿のジョイント栽培方法・栗の栽培方法などについて先進地視察研修、講習会等を行った。		
実施日時	視察研修 9/25・2/15、栽培講習会 9/19・3/29、講演会 11/24		
実施場所	財田町公民館、愛媛県西条市		
参加者・受益者	財田町民	延べ人数	ー人
役務提供者	財田有機栽培農業研究会会員 他賛同者	実人数 延べ人数	20 人 72 人
決算額	収入額 58,310 円	支出額	58,310 円
	内訳 受取交付金 58,310 円	内訳 諸謝金	15,000 円
		旅費交通費	11,490 円
		印刷製本費	3,500 円
		業務委託費	20,000 円
		燃料費	7,320 円
		消耗品費	1,000 円

自主事業８

事業名	鍬おどり保存会		
事業内容	大久保諶之丞の先見性や実行力に学び開拓の夢が込められた「鍬おどり」を今後も継承していくため、DVD 等を活用して郷土文化の発展と各種イベントに参加し、町のＰＲに寄与する活動を行った。		
実施日時	通年　毎月第２土曜日		
実施場所	町内　財田町公民館ホール		
参加者・受益者	財田町民	延べ人数	ー人
役務提供者	鍬おどり保存会	実人数 延べ人数	33 人 100 人
決算額	収入額 41,670 円	支出額	41,670 円
	内訳　受取交付金 41,670 円	内訳　消耗品費	41,670 円

自主事業9

事業名	財田（たからだ）1200年記念事業		
事業内容	萬福寺縁起によれば2017年は財田の名を賜って1200年である。名前の意味、由来を探求する中で財田を未来へつなげる活動にするため、6月に実行委員会を設立し町内外から資料収集を行い財田町公民館に展示を行った。 趣意書を自治会に配布して、この事業に対して広く町民から賛同を得て協賛金を頂いた。 たからだの里さいた道の駅横の世の中桜において記念碑の建立、紙芝居の披露を行い、多くの方々に財田（たからだ）の名を広めた。		
実施日時	通年　平成29年11月25日（記念碑除幕式）		
実施場所	町内　財田町公民館　たからだの里さいた道の駅		
参加者・受益者	財田町民　一般	延べ人数	400人
役務提供者	各自治会　文化財保護協会 まちづくり推進隊財田会員　賛同者	実人数 延べ人数	10人 128人
決算額	収入額 436,926円	支出額	436,926円
	内訳 受取交付金 321,726円 受取寄付金 115,200円	内訳 消耗品費 通信運搬費 業務委託費	53,512円 7,790円 375,624円

自主事業10

事業名	まちづくり推進隊財田　グラウンドゴルフ理事長杯 （にこにこ元気部会）		
事業内容	健康づくり、体力づくりを目的に多くの町民が参加し楽しくグラウンドゴルフを行った。また、プレーの間で骨密度の測定も行った。		
実施日時	平成30年2月25日		
実施場所	財田町総合運動公園		
参加者・受益者	財田町民　財田さわやかクラブ	延べ人数	40人
役務提供者	まちづくり推進隊財田　にこにこ元気部会	実人数 延べ人数	4人 4人
決算額	収入額 20,946円	支出額	20,946円
	内訳　受取交付金 20,946円	内訳　消耗品費	20,946円

自主事業 11

事業名	まちづくり研修会（にこにこ元気部会）		
事業内容	住民の健康意識高揚を図るため、骨密度の測定を行った。 栄養士からの測定結果の説明を受け、食事等の日常生活でのアドバイスを行った。		
実施日時	平成 30 年 2 月 25 日		
実施場所	B&G・道の駅第 2 駐車場（瑞桜会館）		
参加者・受益者	財田町民	延べ人数	60 人
役務提供者	まちづくり推進隊財田にこにこ元気部会 三豊市健康課	実人数 延べ人数	7 人 7 人
決算額	収入額 21,484 円 内訳 受取交付金 21,484 円	支出額 21,484 円 内訳 諸謝金 11,136 円 通信運搬費 348 円 リース料 10,000 円	

自主事業 12

事業名	まちづくり講演会（ふれあい交流部会）		
事業内容	財田小学校にて全学年や財田町民を対象にアフリカの音楽を伝える参加型の講演会「歌って　踊ろう！アフリカ！アフリカ！」を行った。		
実施日時	平成 29 年 10 月 6 日		
実施場所	三豊市立財田小学校		
参加者・受益者	三豊市立財田小学校　財田町民　他	延べ人数	130 人
役務提供者	財田小学校 まちづくり推進隊財田ふれあい交流部会	実人数 延べ人数	5 人 10 人
決算額	収入額 324,000 円 内訳 受取交付金 324,000 円	支出額 324,000 円 内訳 業務委託費 324,000 円	

自主事業13

事業名	芸術士派遣事業		
事業内容	財田町の子どもたちに幼い頃から芸術に触れさせ、子どもたちの可能性を引きだすために、財田幼稚園、財田保育所に芸術士の派遣を行った。		
実施日時	財田幼稚園（全11回）6/20・6/30・9/28・10/4・10/5・10/19・10/20・11/21・1/18・1/23・2/13 財田保育所（全11回）5/30・6/15・7/4・8/18・10/6・10/16・10/17・11/10・2/9・2/20・3/6		
実施場所	三豊市立財田幼稚園・財田保育所		
参加者・受益者	三豊市立財田幼稚園・財田保育所　他		延べ人数　270人
役務提供者	NPO法人　アーキペラゴ		実人数　1人 延べ人数　22人
決算額	収入額　431,200円	支出額　431,200円	
	内訳　受取交付金 431,200円	内訳　業務委託費　431,200円	

自主事業14

事業名	「財田のむかしばなし」絵本及び紙芝居作成		
事業内容	昭和57年財田町文化財保護協会が発行した「財田のむかしばなし」の中から「へんろ淵のたぬき」「なまず塚」の二話を選択し、絵本及び紙芝居を制作した。 完成した絵本、紙芝居は財田町幼教センター、小中学校等で披露し大変好評であった。 絵本は新聞に掲載されこともあり町内外から絵本の購入申し込みがあった。（平成24年の第1作目に続いて「財田むかしばなしⅡ」が完成した。）		
実施日時	通年		
実施場所	財田町公民館他		
参加者・受益者	財田町民		延べ人数　270人
役務提供者	財田のむかしばなし伝承の会 他賛同者		実人数　6人 延べ人数　55人
決算額	収入額　582,195円	支出額　582,195円	
	内訳　受取交付金 415,595円 受取負担金 166,600円	内訳　諸謝金　11,137円 消耗品費　17,238円 印刷製本費　409,940円 通信運搬費　1,320円 消耗品（88冊）142,560円	

自主事業 15

事業名	財田の農業を考える会		
事業内容	農業に関心がある者が集い、将来の財田町の農業を考える勉強会を開催した。毎月 21 日の定例会にてアイディアを出し合い具体的な取り組みに発展させる活動を行った。 AIC からの研修生受入れ、移住希望者の確保、さぬき軽トラ市参加、町内の不要農機具情報収集などについて協議した。 ※AIC（アグリイノベーション大学）		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内外		
参加者・受益者	財田町民　まちづくり推進隊財田会員		延べ人数　45 人
役務提供者	財田の農業を考える会会員　他		実人数　10 人 延べ人数 120 人
決算額	収入額　11,481 円	支出額　11,481 円	
	内訳　受取交付金　11,481 円	内訳　消耗品費　6,481 円 研修費　5,000 円	

自主事業 16

事業名	一石一字塔保存会		
事業内容	郷土由来の起源を示した「一石一字宝塔」の付属品、石灯篭が倒壊の危機にあったため修復作業を行った。		
実施日時	平成 29 年 5/10・5/16		
実施場所	一石一字塔（財田町戸川）		
参加者・受益者	財田町民		延べ人数　－人
役務提供者	戸川自治会有志 まちづくり推進隊財田会員		実人数　8 人 延べ人数　16 人
決算額	収入額　125,000 円	支出額　125,000 円	
	内訳 受取交付金 125,000 円	内訳　業務委託費　125,000 円	

自主事業17

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="3">香川大学地域インターンシップ連携事業</td></tr>
<tr><td>事　業　内　容</td><td colspan="3">香川大学の1年生3名を地域インターンシップ生として受け入れを行った。
財田のむかしばなし伝承の会と連携し「財田誕生ものがたり」の紙芝居作成を行った。
財田（たからだ）1200年記念事業と連携し、11月25日の記念碑除幕式の際紙芝居を披露した。
財田少年少女ものづくり教室と連携し、参加者募集チラシを作成。8月3・4・5日に行われた財田少年少女ものづくり教室の補助スタッフとして活動を行った。
8月25・26に行われた地域づくり団体全国研修交流会香川大会にスタッフとして同行した。</td></tr>
<tr><td>実　施　日　時</td><td colspan="3">平成29年5月～11月</td></tr>
<tr><td>実　施　場　所</td><td colspan="3">財田町内</td></tr>
<tr><td>参加者・受益者</td><td colspan="2">財田町民　他</td><td>延べ人数　－ 人</td></tr>
<tr><td>役　務　提　供　者</td><td colspan="2">香川大学インターンシップ生
まちづくり推進隊財田事務局</td><td>実人数　5人
延べ人数　40人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">決　算　額</td><td>収入額　70,307円</td><td colspan="2">支出額　70,307円</td></tr>
<tr><td>内訳　受取交付金　70,307円</td><td colspan="2">内訳　旅費交通費　40,680円
消耗品費　2,627円
印刷製本費　27,000円</td></tr>
</table>

4.　理事会の開催状況

回　数	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回	H29年4月7日 19：25～20：25	理事10 監事 2	・役員の選任について ・事務局長の選任について
第2回	4月20日 19：30～21：40	理事10 監事 1	・平成28年度活動報告・活動決算報告について ・平成28年度会計監査報告について ・平成29年度活動計画（案）・活動予算（案）について　・役員の選任について
第3回	5月29日 19：30～21：15	理事10 監事 1	・平成29年度通常総会の反省について ・各部会と自主事業との関連について
第4回	6月20日 20：10～21：20	理事10 監事 1	・地域づくり団体全国研修交流会香川大会 三豊市ブロック分科会について
第5回	7月19日 19：30～20：30	理事10 監事 1	・地域づくり団体全国研修交流会香川大会 三豊市ブロック分科会について
第6回	8月22日 19：30～21：15	理事7 監事 0	・地域づくり団体全国研修交流会香川大会 三豊市ブロック分科会について
第7回	9月20日 19：30～20：45	理事8 監事2	・地域づくり団体全国協議会の入会について ・まちづくり講演会について ・財田むかしばなし絵本増刷版について ・第2弾絵本制作紙芝居のサイズ変更に伴う経費について ・和光中学校職場体験の受入れついて ・自主事業に於ける講師派遣の旅費支出基準について
第8回	10月20日 19：30～20：40	理事8 監事1	・第2四半期の決算について
第9回	11月20日 19：30～20：20	理事8 監事0	・中間検査の結果について
第10回	12月20日 19：30～20：55	理事11 監事 2	・検査結果の改善報告書提出について
第11回	H30年1月19日 19：00～20：50	理事9 監事2	・第3四半期の決算について ・平成30年度の自主事業について ・香川県ＮＰＯ基金への登録申請について
第12回	2月20日 19：00～21：15	理事9 監事1	・平成30年度の自主事業について（活動提案書） ・財田「さくらの郷」計画の追加予算について
第13回	3月15日 19：00～21：00	理事9 監事1	・平成30年度の自主事業について（活動提案書）

様式第18号（第12条関係）

監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長　　鈴木　朝則　　様

平成29年度（平成29年4月1日~平成30年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

平成30年4月23日　　監事　前田昭文　㊞

平成30年4月23日　　監事　秋山秀和　㊞

原本と相違ない事を証明する。
平成30年4月27日

香川県三豊市財田町財田上２１７１－１
特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長　鈴木　朝則

決　算　報　告　書

第　6期

自　平成29年　4月　1日

至　平成30年　3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

まちづくり推進隊財田理事長之印

香川県三豊市財田町財田上２１７１番地１

貸　借　対　照　表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

［税込］（単位：円）
平成30年 3月31日 現在

資　産　の　部		負　債　・　正　味　財　産　の　部	
科　目	金　額	科　目	金　額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		前受交付金	1,558,996
普通　預金	1,785,821	預り金（源泉所得税）	18,419
現金・預金 計	1,785,821	預り金（社会保険料）	50,680
（棚卸資産）		流動負債　計	1,628,095
消　耗　品	324,612	**負債合計**	**1,628,095**
棚卸資産　計	324,612	正　味　財　産　の　部	
流動資産合計	2,110,433	【正味財産】	
【固定資産】		前期繰越正味財産額	1,103,807
（有形固定資産）		当期正味財産増減額	160,773
構　築　物	497,760	正味財産　計	1,264,580
機械及び装置	195,205	**正味財産合計**	**1,264,580**
什器　備品	89,277		
有形固定資産　計	782,242		
固定資産合計	782,242		
資産合計	**2,892,675**	**負債及び正味財産合計**	**2,892,675**

財　産　目　録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田　　[税込]（単位：円）
全事業所　　平成30年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
普通　預金	1,785,821		
現金・預金 計	1,785,821		
（棚卸資産）			
消　耗　品	324,612		
棚卸資産　計	324,612		
流動資産合計		2,110,433	
【固定資産】			
（有形固定資産）			
構　築　物	497,760		
機械及び装置	195,205		
什器　備品	89,277		
有形固定資産　計	782,242		
固定資産合計		782,242	
資産の部　合計			2,892,675

《負債の部》

【流動負債】			
前受交付金	1,558,996		
預り金（源泉所得税）	18,419		
預り金（社会保険料）	50,680		
流動負債　計		1,628,095	
負債の部　合計			1,628,095
正味財産			1,264,580

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田　　自 平成29年 4月 1日　至 平成30年 3月31日

【経常収益】			
【受取助成金等】			
受取負担金	406,000		
受取交付金	9,641,004	10,047,004	
【事業収益】			
事業　収益		3,400	
【その他収益】			
受取　利息		19	
経常収益　計			10,050,423
【経常費用】			
【事業費】			
消耗備品費（事業）	147,610		
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
研修費（事業）	5,000		
業務委託費(事業)	1,805,898		
諸　謝　金(事業)	187,046		
印刷製本費(事業)	579,796		
会　議　費(事業)	4,816		
旅費交通費(事業)	57,050		
通信運搬費(事業)	23,315		
消耗品　費(事業)	332,701		
食　糧　費(事業)	68,200		
修　繕　費(事業)	182,509		
水道光熱費(事業)	35,424		
賃　借　料(事業)	28,000		
燃料費（事業）	13,718		
支払助成金	170,000		
その他経費計	3,493,473		
事業費　計		3,641,083	
【管理費】			
（人件費）			
給料　手当	3,978,269		
役員議事報償費	537,000		
法定福利費	584,835		
人件費計	5,100,104		
（その他経費）			
印刷製本費	65,868		
会　議　費	23,264		
旅費交通費	660		
車　両　費	23,760		
車両燃料費	23,992		
通信運搬費	145,295		
消耗品　費	293,868		
消耗備品費	77,760		
修　繕　費	6,480		
水道光熱費	99,018		
減価償却費	167,258		
保　険　料	138,200		
リース　料	78,540		
租税　公課	4,500		
その他経費計	1,148,463		
管理費　計		6,248,567	
経常費用　計			9,889,650

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田　　自 平成29年 4月 1日　至 平成30年 3月31日

当期経常増減額	160,773
【経常外収益】	
経常外収益　計	0
【経常外費用】	
経常外費用　計	0
税引前当期正味財産増減額	160,773
当期正味財産増減額	160,773
前期繰越正味財産額	1,103,807
次期繰越正味財産額	1,264,580

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自　平成29年　4月　1日　至　平成30年　3月31日

【経常収益】		
【受取助成金等】		
受取負担金	406,000	
受取交付金	9,641,004	
【事業収益】		
事業　収益	3,400	
【その他収益】		
受取　利息	19	
経常収益　計		10,050,423
【経常費用】		
【事業費】		
消耗備品費（事業）	147,610	
（人件費）		
人件費計	0	
（その他経費）		
研修費（事業）	5,000	
業務委託費(事業)	1,805,898	
諸　謝　金(事業)	187,046	
印刷製本費(事業)	579,796	
会　議　費(事業)	4,816	
旅費交通費(事業)	57,050	
通信運搬費(事業)	23,315	
消耗品　費(事業)	332,701	
食　糧　費(事業)	68,200	
修　繕　費(事業)	182,509	
水道光熱費(事業)	35,424	
賃　借　料(事業)	28,000	
燃料費（事業）	13,718	
支払助成金	170,000	
その他経費計	3,493,473	
事業費　計		3,641,083
【管理費】		
（人件費）		
給料　手当	3,978,269	
役員議事報償費	537,000	
法定福利費	584,835	
人件費計	5,100,104	
（その他経費）		
印刷製本費	65,868	
会　議　費	23,264	
旅費交通費	660	
車　両　費	23,760	
車両燃料費	23,992	
通信運搬費	145,295	
消耗品　費	293,868	
消耗備品費	77,760	
修　繕　費	6,480	
水道光熱費	99,018	
減価償却費	167,258	
保　険　料	138,200	
リース　料	78,540	
租税　公課	4,500	
その他経費計	1,148,463	
管理費　計		6,248,567
経常費用　計		9,889,650
当期経常増減額		160,773
【経常外収益】		

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自　平成29年　4月　1日　　至　平成30年　3月31日

経常外収益　計	0
【経常外費用】	
経常外費用　計	0
税引前当期正味財産増減額	160,773
当期正味財産増減額	160,773
前期繰越正味財産額	1,103,807
次期繰越正味財産額	1,264,580

全役員名簿

（平成29年4月1日～平成29年4月27日）

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	〒	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	秋山　秀和	769-0402	三豊市財田町財田中3547-5	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
副理事長	鈴木　朝則	769-0401	三豊市財田町財田上1943	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
副理事長	近藤　美代子	769-0402	三豊市財田町財田中1622-2	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	伊藤　勝	769-0401	三豊市財田町財田上5236-1	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	香川　光友	769-0401	三豊市財田町財田上501-1	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	川崎　保彦	769-0402	三豊市財田町財田中4124	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	重信　厚	769-0401	三豊市財田町財田上7043	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	白川　洋二	769-0401	三豊市財田町財田上6738-1	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	谷　邦男	769-0401	三豊市財田町財田上1740-1	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	中嶋　智子	769-0401	三豊市財田町財田上1590	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
理　事	中原　優季	769-0401	三豊市財田町財田上245	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
監　事	菅原　順三	769-0401	三豊市財田町財田上3882	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無
監　事	前田　昭文	769-0402	三豊市財田町財田中531	平成28年4月1日～平成29年4月27日	無

全役員名簿

（平成29年4月27日～平成30年3月31日）

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	〒	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	鈴木　朝則	769-0401	三豊市財田町財田中1943	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
副理事長	菅原　順三	769-0401	三豊市財田町財田上3882	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
副理事長	中嶋　智子	769-0401	三豊市財田町財田中1590	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	伊藤　悟	769-040	三豊市財田町財田上5626-4	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	岡崎　和朗	769-040	三豊市財田町財田中4089	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	香川　光友	769-040	三豊市財田町財田上501-1	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	近藤　美代子	769-040	三豊市財田町財田中1622-2	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	込山　賢治	769-040	三豊市財田町財田上1785	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	重信　厚	769-040	三豊市財田町財田上7043	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	白川　洋二	769-040	三豊市財田町財田上6738-1	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
理　事	中原　優季	769-040	三豊市財田町財田上245	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
監　事	秋山　秀和	769-040	三豊市財田町財田中3547-5	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無
監　事	前田　昭文	769-040	三豊市財田町財田中531	平成29年4月27日～平成30年3月31日	無

まちづくり推進隊財田理事長之印

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地１に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 地域安全活動
(7) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 地域住民の交流に関する事業
(2) 安全、安心、防災に関する事業
(3) 環境保全に関する事業
(4) 健康及び福祉に関する事業
(5) 自治会活動との連携に関する事業
(6) 公民館活動との連携に関する事業
(7) 関係諸団体との連携に関する事業
(8) その他目的達成のために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 一般会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

（入会）
第7条　この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び年会費）
第8条　入会金及び年会費は、無料とする。
（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 除名されたとき。
(3) 本人が死亡したとき。
(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。
（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章　役員及び職員

（種類及び定数）
第12条　この法人に次の各号に掲げる役員を置く。
(1) 理事3人以上13人以内
(2) 監事2人以上
2　理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
（選任等）
第13条　役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
2　理事及び監事は、総会において選任する。
3　理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
（職務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
3　副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
4　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
5　前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
6　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。
2　事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
3　事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
4　前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
（構成）
第21条　総会は、一般会員をもって構成する。
（権能）
第22条　総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
(5) 事業報告及び活動決算の承認
(6) 理事の選任又は解任
(7) 監事の選任又は解任
(8) 理事及び監事の職務及び報酬
(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
（開催）
第23条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第24条　総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
4　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
（議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

（定足数）

第26条　総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条　各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4　前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3　前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

2　監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

（開催）

第32条　理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長が行う。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
4　前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 寄附金品
(3) 財産から生じる収益
(4) 事業に伴う収益
(5) その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2　前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加と更正）

第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2　会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　一般会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第52条　この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。
（合併）
第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　活動の区域

（活動の区域）
第54条　この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章　公告の方法

（公告の方法）
第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章　雑則

（雑則）
第56条　この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　秋山　秀和
副理事長　　近藤　美代子
副理事長　　鈴木　朝則
理事　　秋山　勇
理事　　伊藤　勝
理事　　小野　詔子

理事　　川崎　保彦
理事　　久保　義博
理事　　白川　洋二
理事　　谷　邦男
理事　　中原　優季
監事　　菅原　順三
監事　　前田　昭文

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定に関わらず、成立の日から平成27年6月30日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に関わらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

原本と相違ない事を証明する。
平成30年4月27日

香川県三豊市財田町財田上２１７１－１
特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長　鈴木　朝則